

「令和5年度千葉県若年性認知症の人の社会参加活動支援事業」業務委託仕様書

1 業務の目的

若年性認知症の人が住み慣れた地域で、これまでの経験や有する能力を生かし、地域において役割を担いながら、生きがいを持った生活を送れるよう社会参加の機会を創出するモデル事業を実施する。

2 委託期間 契約日から令和6年3月31日まで

3 委託業務の内容

(1) 事業の周知に関すること

一人でも多くの若年性認知症の人が事業に参加しやすいよう、県、市町村、地域包括支援センター、若年性認知症支援コーディネーター等と連携し事業の周知を行うこと。

(2) 若年性認知症の人が事業に参加しやすい取組に関すること

若年性認知症の人の特性を理解し、若年性認知症の人が事業に安心して参加できるような環境づくりを行う。

(3) 若年性認知症の人と企業（作業等）のマッチングに関すること

①あらかじめ県が登録する企業等を訪問し、若年性認知症の人に適した作業について情報収集を行う。

②必要に応じて、地域とのつながりなどから独自に若年性認知症の人に適した作業について情報収集を行う。

③上記①・②をもとに若年性認知症の人と相談の上、企業（作業等）を選定する。

(4) 作業時におけるサポート、企業等との連絡調整に関すること

①若年性認知症の人と企業等が、作業内容等を取り決める際の調整及びサポートをする。

②作業現場に同行して、若年性認知症の人をサポートする。

③その他、企業等との連絡調整を行い、若年性認知症の人の社会参加が継続するよう支援する。

(5) 事業の評価に関すること

若年性認知症の人及び企業等にアンケート調査等を行い、事業の評価を行うこと。

評価方法については、別途県と調整する。

(6) 報告に関すること

「若年性認知症の人の自立支援ネットワーク会議」及び「市町村セミナー」において実施する本事業の成果等の報告に協力する。

これらの業務は、全て若年性認知症の人の視点に立ち、その意向を最大限尊重して実施すること。

4 実施体制及び留意事項

(1) 本事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。

(2) 本事業の実施にあたっては、若年性認知症または認知症の人の対応経験がある職員を主担当として配置すること。

(3) 本事業に参加する若年性認知症の人については、受託者の既存サービスを利用している人の他、県及び地域の関係機関から積極的に情報提供を受けること（1か所あたり3名程度を想定）。

- (4) 令和3年度、令和4年度に本事業に参加した若年性認知症の人については、同じ活動内容にならないように工夫を凝らすこと。
- (5) 作業期間や頻度は、若年性認知症の人と協力企業等の意向を踏まえて決定されるが、定期的かつ継続的に行われるよう配慮すること（半年間、週1回程度を想定）。
- (6) 本事業に参加する若年性認知症の人は、労働基準法第9条の労働者ではないものとして取り扱うこと。
- (7) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

5 報告

- (1) 事業実施中の報告事項
 - ・作業実施企業等が決定したときは、県に報告すること。
 - ・原則として毎月1回、県と情報共有等を図るための打ち合わせを行うこと。（オンラインでの開催も可）
- (2) 事業実施後の報告
 - 委託業務が完了したときは、遅滞なく業務委託実績報告書を県に提出すること。

6 再委託の禁止

本県委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
ただし、再委託先や再委託内容、委託理由を明記し、書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。

7 その他

本仕様書に疑義が生じた場合及び記載のない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。